

前橋市国民健康保険税条例の改正について（議案第159号）

国民健康保険課

1 改正の理由

地方税法の改正に伴い、所要の改正を行う。

2 主な内容

出産する予定又は出産した国民健康保険被保険者の産前産後期間（単胎妊娠の場合は4か月、多胎妊娠の場合は6か月の期間）に係る所得割額及び被保険者均等割額を減額する。

3 施行期日

令和6年1月1日